

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問を行います。

質問に先立ち、新型コロナウイルスの予防接種及び罹患者への治療に従事して頂いている医療従事者の方々に対し、厚く御礼申し上げますとともに、罹患された方々及びそのご家族の方に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、今回の一般質問では昨年12月の一般質問で答弁のあった多度津高等学校の低コスト簡易型箱ワナのその後の対応及び3月の一般質問で答弁のあった今後の漁業者及び農業者への支援策のその後の対応並びに災害対策基本法の一部改正についてお伺い致します。

最初に、多度津高等学校の低コスト簡易型箱ワナについてです。

私も参加しましたが、去る2月25日、役場東側公用車置場において低コスト簡易型箱ワナ2基の引渡し式が開催されました。当日はNHKの取材が行われる中、多度津高等学校の生徒代表から箱ワナの製作過程における苦労話や工夫したなどの説明がありました。本町のイノシシ駆除への協力に関わる意気込みを感じることができ、誠に頼もしく感じました。一方、町からは引渡しされた箱ワナに対する感謝を伝えるとともに、軽量化された箱ワナは使いやすいため、離島での活用を検討したいとの意思表示や、今後も年に2基程度の製作を継続してほしいと要望がありました。

そこで、3点お伺いします。

1点目は、同校から引渡しされた2基はどのように設置するのかお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の多度津高等学校から引き渡された箱ワナ2基はどこに設置するのかのご質問に答弁をさせていただきます。

この箱ワナは平成25年8月8日に本町と県立多度津高等学校が締結をしました包括的連携協力に関する協定書に基づき、製作されたものでございます。同箱ワナ製作に係る経緯等につきましては、昨年12月の一般質問で答弁をさせて頂いたとおりでございます。3月25日に引き渡された箱ワナ2基につきましては、2人で持ち運べる程度に軽量化されているため、引渡し式で説明致しましたとおり、離島で活用したいと考え、4月8日に佐柳島に設置致しました。設置場所は同島長崎地区の砂防ダム近辺及び旧小・中学校体育館付近で、あまり人目につきにくい場所を選定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2点目は、その箱ワナの管理はどのようにする見込みなのか、お伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員のその箱ワナの管理はどのようにする見込みなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど町長が答弁致しました箱ワナの設置につきましては、2基とも丸亀地区猟友会の会長及びその会員の方々にご協力を頂きました。設置する際にその管理方法について同猟友会と協議し、長崎地区の砂防ダム付近の箱ワナについては丸亀地区猟友会が行い、旧小・中学校体育館付近の箱ワナについては旧小・中学校を活用して宿泊施設を営んでいる管理者及び同猟友会に所属している島の地域おこし協力隊員が行うことになっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

箱ワナの見回りは、どの程度の頻度で行われるのでしょうか。また、島嶼部のイノシシの捕獲状況についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

まず、箱ワナの見回りは離島であるという特質があるものの週2回程度はお願いしたいと考えてございます。今回は住民の方々にご協力頂くことも検討致しましたが、安全性の面から今回は猟友会の関係者のみで行うことにしてございます。

なお、先ほど答弁致しました長崎地区の砂防ダム付近に設置していた箱ワナにおいて5月15日、土曜日になりますが、約35キロの雄のイノシシを捕獲し、翌16日、日曜日に丸亀地区猟友会のメンバーにより処分されてございます。

次に、島嶼部のイノシシの捕獲状況でございますが、昨年度の合計は佐柳島が21頭、高見島が30頭で、一昨年の捕獲状況と比較致しますと、佐柳島では6頭の減少、高見島では21頭の増加となっております。なお、今年度の捕獲状況は、6月9日現在で佐柳島が本浦地区が2頭、長崎地区が5頭の合計7頭、高見島が8頭となっております。

以上、答弁と致します。

議員（門 秀俊）

最後に、同校との今後の取組についてはどのように考えているのかについてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の同校との今後の取組についてはどのように考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

3月25日に開催された引渡し式において、多度津高等学校の生徒より同校の海洋生産科においてイノシシ肉を活用したジビエ缶詰の試作に挑戦しているとの発表がありました。同校に問い合わせたところ、今後も同科の授業の一環としてイノシシ肉を活用した商品の試作を行う見込みであるとの回答がありました。この意向を受け、本町では害獣として捕獲されたイノシシの有効活用方法を検討するため、包括的連携協力に関する協定書に基づき、食材となるイノシシ肉を同校に提供致しました。今後はさらに高品質の商品を研究、開発して頂いた上で、そのレシピを町に提供して頂くことにさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

今の答弁の中でイノシシ肉を活用した商品の試作とありましたが、その経緯について詳しく教えてください。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

イノシシ肉の商品の試作につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、箱ワナの引渡し式においてジビエ缶詰の試作をしていることを承知した状況でございました。その後、多度津高校にヒアリングを行ったところ、今年度同校の海洋生産科の授業の中で取り組んでいきたいとの意向をお伺い致しました。この取組につきまして善通寺地区猟友会の会長と別件で協議を行っている中で説明をさせて頂いたところ、ぜひ協力をしたいというご意見を頂きました。その後、4月6日に同会長より町内で捕獲したイノシシの雌約50から60キロだったと思いますが、この雌のイノシシを提供できるとの連絡がありました。そのことを同校に伝えたところ、ぜひ提供してもらいたいとの回答がありましたので、約17キロに精肉をして4月7日に同校に提供致しました。その後、同校食品生産科で4月22日の授業において調理に活用する食材加工としてイノシシ肉のソテーパウチが試作されました。これはイノシシ肉を3から5ミリの厚さに大きくスライスして塩こしょうでソテーしたものを透明パウチに真空封入し、加熱殺菌したものでございます。

なお、この試作の様子につきましては4月28日の四国新聞に掲載されていたとおり、本町から町長及び2人の職員が視察をさせて頂きました。今後は、食材加工だけではなく、商品開発にも取り組む見込みであり、そのレシピは町に提供されることになってございます。今日お昼休み、食事をしている時に多度津高校の先生から連絡がありました。来週の木曜日、17日の日にイノシシ肉を使ったカレーを作りたいというようなお話を頂きました。いよいよ

商品化に向けて動き出したのかなという風に考えてございます。ただ、この近隣市町では、このイノシシ肉を使ったレシピを紹介させて頂く商品開発をする事業所というのが、私の方で情報が今のところございませんでしたので、中国四国農政局香川支局の方に情報提供をお願いして、参考となる情報の提供を今行って頂いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。先ほどの答弁の中で約17キロに精肉し、多度津高校に提供したとありましたが、どこで精肉したのでしょうか。授業で活用するのであれば、衛生管理がされた作業場が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

精肉につきましては、丸亀市内で保健所の許可を得て精肉をしてレストラン等に販売している事業所において衛生的な管理の下、イノシシの解体及び精肉をお願い致しました。その事業所へのイノシシの搬入は善通寺地区猟友会の会長をお願いしてございます。経費の面でございますが、経費に関しましては多度津高校との包括的連携協力に関する協定書に基づく事業での食材提供となるため、解体及び精肉に関する手数料については町が支出しております。イノシシ肉の提供については、善通寺地区猟友会のご厚意で無料となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

離島でのイノシシ捕獲についてですが、先ほどの答弁にもあったとおり、丸亀地区猟友会及び善通寺地区猟友会のご協力により佐柳島のイノシシは大幅に減少したように感じています。以前は本浦地区のフェリー乗り場付近でのイノシシの掘り起こしが多くありました。また、民家付近での掘り起こしも多く見られ、住民の方々の財産や夜間の行動も制限されるような状況にありました。しかし、現在では著しい掘り起こしも見られなくなっており、住民の方々の安全・安心もある程度確保されているのではないかと感じています。しかし、イノシシは他の島から泳いでくるため、今後も油断せずに両猟友会の方々に継続して捕獲に努めて頂くため、町として十分なサポートを行うことを要望致します。また、多度津高等学校の商品開発については、本町のみならず、香川県全体の課題であると思えます。本町だけでの事業を考えるのではなく、イノシシの問題を抱えている市町に対して提案できる事業となるよう町としてサポートを行うこと、また商品化できる事業所の調査や他

府県の取組についても引き続き調査し、参考にすることを要望致します。さらに、町内で捕獲されたイノシシを有効活用するため、その肉をふるさと納税の返礼品に加えるなど、害獣のマイナスのイメージをプラスに転換させるような取組も検討することを要望致します。

それでは、次の質問に入ります。

次に、今後の漁業者及び農業者への支援策についてです。

コロナ第4波と言われ、香川県では4月7日から4月20日までの間、4月28日から5月11日までの間、5月12日から5月31日までの間、6月1日から6月14日までの間、4回にわたり、飲食店に対し営業時間の短縮要請がされました。昨年4月14日の香川県緊急事態宣言を受けて実施された休業要請からようやく回復傾向にあった最中での営業時間の短縮要請で、飲食店はもちろんのことですが、それに関係する業種への悪影響が大きくなっています。私の知り合いの飲食店に食材を卸している農業者や漁業者の方々は、所得が減少して困っているのご意見を伺っております。3月の一般質問に対して、今後の漁業者及び農業者への支援策については、国の地方創生臨時交付金を活用した事業について協議しなければならないと考えているとの答弁がありましたが、その後どのような協議がされ、どのようなことの事業化を検討されているのかお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の漁業者及び農業者への支援策について、どのようなことの事業化が検討されているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

3月の一般質問での答弁で申し上げましたとおり、本町でも農作物や魚介類の価格低下や飲食店等に係る厳しい状況を承知しておりますので、その対策について検討致しました。まず、JA香川県多度津支店及び町内3漁業協同組合に対して、農業者及び漁業者の所得向上のために何が必要とされているのかについてヒアリングを行いました。1つの漁業協同組合から、漁業者の所得を向上させるために漁業者が水揚げをした海産物を直接消費者に販売できる販売所が欲しいとの意見がありました。その意見をJA香川県多度津支店に紹介したところ、多度津支店の「ふれあい産直」を増床することはできないが、現状の売場を整理して海産物を販売する冷蔵ショーケースを設置しても良いと考えている、また売場に棚を設置して農業者に広く販売場所を提供することも考えたいとの意見がありました。この多度津支店の意見を基に町内3漁業協同組合に対して「ふれあい産直」への出品意向を確認したところ、いずれの組合も前向きに検討したい旨の回答がございました。このため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してJA香川県多度津支店が「ふれあい産直」の一部を改装し、農産物の販売所の一

層の充実を図るとともに店舗内に冷蔵ショーケース及び冷凍庫を設置して、町内漁業者が出品する魚介類等を販売し、新規顧客を獲得する取組に対しての補助制度の設置を検討してございます。予算につきましては、今回の定例会の補正予算に計上してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

海産物をJAの「ふれあい産直」で販売するとなれば、水揚げされた魚をそのまま販売するのではなく加工が必要になると思いますが、その方法等について教えて下さい。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

「ふれあい産直」での海産物の販売方法、取扱いについては、現在、海産物の出品希望者と「ふれあい産直」の担当者間で協議中でございますので、確定した情報は申し上げられませんが、これまでの協議の中で申し上げられる範囲で回答させていただきます。

まず、海産物の販売はJA多度津支店の「ふれあい産直」が漁業者からの委託販売という形で行い、その際の保健所への届出等についても同「ふれあい産直」が行います。一方、魚を切り身にするなどの海産物の加工については、出品を希望される漁業者が行い、その際の保健所への届出についても漁業者自らが行うことになってございます。納品等についても、農産品の産直への納品と同様に、納入及び売れ残った商品の回収も出品者が行うということになってございます。海産物を活用した加工品につきましても、出品者と同「ふれあい産直」が商品の納入及び回収並びに販売期間について協議をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

JAの「ふれあい産直」での魚介類の販売は、農業者、漁業者のみならず、産直を利用する消費者にとっても新鮮で低価格の商品を得られるというメリットがあると思います。産直サイドと出品者で行う取引やそれに伴う経費については立ち入れない場合もあると思いますが、町では初めての取組となることから、双方の話をしっかり聞いて住民の方々から今回の取組について、いい評価を得られるようスムーズな事業進行を心がけるよう要望致します。

次の質問に入ります。

災害対策基本法の一部改正についてお伺い致します。

今年例年に比べ梅雨入りが早く、大雨への警戒や備えが早まりました。先日には九州地方を中心に発生した線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く、いわゆる線状降水帯により局地的に大量の降水を記録し、一部の地域では多くの被害が発生しております。また、台風シーズンを控えた先月末には台風3号が発生しましたが、これは幸いにも日本に接近することなく、大事に至りませんでした。近年の自然災害を見てみると、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するかなど、想定がつかない状況にあり、地震災害だけでなく風水害においても国内のみならず、世界各地で発生している状況にあります。当然本町においても他人事ではなく、平成16年の高潮、平成29年の外水氾濫での浸水被害が発生しており、またいつ起こってもおかしくない南海トラフ地震等の状況を考えると、大変憂慮するものです。このような中、去る5月20日に災害対策基本法の一部が改正され、住民への避難指示等の避難情報などが変更になったと聞いています。

そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1点目ですが、今回の災害対策基本法の主な変更点は何か、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の今回の災害対策基本法改正の主な変更点は何かのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の一部改正の主な変更点につきましては、令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ等の提言を受けた災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化の2点が上げられますが、特に市町村への影響が大きい災害時における円滑かつ迅速な避難の確保について申し上げます。

災害時における円滑かつ迅速な避難の確保につきましては、1、避難勧告、避難指示の一本化等、2、個別避難計画の作成、3、災害発生の際段階での国の災害対策本部の設置、広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等に細分化されます。

まず、1、避難勧告、避難指示の一本化等の内容につきましては、住民に対するウェブアンケートの調査の結果、両方の意味を正しく理解していたのは2割未満であり、また本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、被災する者が多数発生するなどの課題が近年の災害で表面化したため、警戒レベル3の避難準備高齢者等避難開始が高齢者避難等になり、警戒レベル4の避難指示、避難勧告は避難指示へ一本化され、警戒レベル5の災害発生情報は緊急安全確保となることから、災害時における住民の避難行動の変容を促す大きな改正となりました。

次に、2、個別避難計画の作成につきましては、災害時に高齢者や障害者等の避難に際し、支援を要する方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられており、ほとんどの市町村で作成しておりましたが、近年の災害における犠牲者のうち高齢者の占める割合が高かったため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、当計画について市町村に作成が努力義務化されたものでございます。

最後に、3、災害発生の恐れ段階での国の災害対策本部の設置、広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等については、災害発生前に国の災害対策本部を設置できませんでしたが、市町村長が居住者等を広域避難させるに当たっては、関係市町村が国や都道府県と連携して調整を行う必要があることから、関係機関間の協議を可能とし、国から自治体や公共交通機関等に対し必要な指示や協力を求めることができることとなりました。

以上の3点が災害対策基本法の改正において市町村への影響が大きい変更点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次に、2点目ですが、気象庁から多度津町に関係する警報が発表された場合、本町における災害活動の流れはどのようになっているのか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の気象庁から多度津町に関係する警報が発表された場合、本町における防災活動の流れはどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における気象庁から警報等が発表された場合の防災活動は、多度津町地域防災計画に規定する職員の配備基準や活動内容に基づき、災害対策本部または水防本部を設置した上で実施しております。防災活動の流れは、台風接近に伴う大雨警報等が発表された場合を例に挙げますと、警報発表と同時に多度津町水防本部が設置され、必要な職員を配備した後、気象庁等から発表される災害発生予測等の気象情報を基に職員を追加で動員し、活動に当たります。特に平成29年及び平成30年の浸水被害を受けた桜川の水防作業につきましては、町内の企業で構成する多度津町防災連絡協議会と協定を締結し、桜川へのエンジンポンプや積み落とし等の設置作業を委託しております。職員につきましては、より住民に適切な対応ができるよう、令和元年度に地域防災計画の変更等を含めた体制を整備したところでございます。また、先に申し上げました避難指示等の避難情報発令の際には事前に必要な避難所を開設し、住民の避難に対応できるよう従前より運用しており、現在は新型コロ



ナウイルス感染症を考慮した避難所運営ができるよう、各小学校を始め、関係機関と協議しているところでございます。今後も避難所の開設や住民からの要望等につきまして円滑に対応できるよう職員への研修等を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後に3点目ですが、住民の避難には複数の方法があると聞いていますが、具体的にはどのような避難方法があるのか、また避難する際に個人で何か留意する点はないか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の住民の避難には複数の方法があると聞いており、具体的にどのような避難方法があるのか、避難する際に個人で留意する点はないのかのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時における避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することを指します。洪水、津波の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所にいる方は避難する必要がありますが、安全な場所にいる方まで避難所等へ移動する必要はございません。現在は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、分散避難の考え方が求められており、行政が指定した避難場所への立ち退き避難、安全な親戚、知人宅への立ち退き避難、安全なホテル、旅館への立ち退き避難、屋内安全確保の4点が内閣府より示されております。詳細につきましては、自治会を通じた全世帯への周知や広報及びホームページへの掲載、学校や介護施設等へも配布を必要とする方が利用されている施設へのチラシ配布等により啓発しているところでございます。また、避難する際の留意点につきましては、自宅や勤務先等の災害リスクの把握や避難経路の想定、避難時の個人における毛布や薬等の必要物の携帯が重要と考えております。自らの命は自らが守るという意識が社会での共通認識となり、台風等の発生時においては各警戒レベル、避難所情報に応じた適切な防災対策や避難行動が取れるよう必要な周知啓発を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

台風などはある程度予測をすることができます。しかし、災害はいつ起こるか分かりません。先ほど答弁にもありましたが、自らの命は自らが守るという心掛けが必要になります。家族や会社での災害に対する事前の行動や備品の準備が必要です。各自で再度確認する必要があると思います。

以上で一般質問を終わります。